

## 規制改革実施計画（農業分野抜粋）

〔平成 28 年 6 月 2 日〕  
閣 議 決 定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この課題に強力かつ着実に取り組むため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、平成 25 年以降の 3 次にわたり「規制改革に関する答申」が提出されていたが、その後引き続き成長戦略の推進及び国民への多様な選択肢の提供につながる規制改革を中心に検討を行い、平成 28 年 5 月 19 日に「規制改革に関する第 4 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

## 記

**Ⅱ 分野別措置事項****3 農業分野****（1）規制改革の観点と重点事項**

生産者の努力が報われる農業を実現するとともに、最終需要者のニーズに十分対応した供給がなされるようにしていく観点から、①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革、②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組について、重点的に取り組む。

## (2) 個別措置事項

### ①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

| No. | 事項名                                     | 規制改革の内容  | 実施時期                                      | 所管省庁  |
|-----|---|--|---|-------|
| 1   | 指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革 | 指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。 | 平成28年秋までに検討、結論                            | 農林水産省 |
| 2   | バター等乳製品のモニタリング等の強化①                     | 国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。  | 平成28年度中の可能な限り速やかに実施                       | 農林水産省 |
| 3   | バター等乳製品のモニタリング等の強化②                     | バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。  | 平成28年度中の可能な限り速やかに実施                       | 農林水産省 |
| 4   | LL(ロングライフ)牛乳の製造認可の審査事項の見直し              | バルククーラーの冷却の向上等を確認の上、48時間以上経過した生乳について、衛生状況を確保するための「常温保存可能品の審査事項」の見直しを検討し、所要の通知の手当を行う。なお、見直しの検討に必要な科学的なデータの収集は、事業者と協力を求めながら行う。   | 遅くとも平成29年度までにデータ収集、必要なデータが揃った時より半年から1年で結論 | 厚生労働省 |

②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組

| No. | 事項名  | 規制改革の内容  | 実施時期                    | 所管省庁             |
|-----|--|--|-------------------------|------------------|
| 5   | 「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に係る取組 | 以下の事項等について検討を進め、具体的な方策について結論を得る。<br>a 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し<br>・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策<br>・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた生産資材メーカーの取組<br>・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策<br>b 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立<br>・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策<br>・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルートを構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場などの取組<br>・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策 | 平成28年秋までに具体的施策について検討・結論 | 農林水産省<br>経済産業省   |
| 6   | 公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施   | 公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。<br>a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。<br>b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。  | 平成28年度以降措置              | 公正取引委員会<br>農林水産省 |